

平成31年2月分 学校給食用食材の放射性物質検査結果

十和田・六戸学校給食センター

東日本大震災の原子力災害の影響を防ぐため、市場に流通している食材は出荷前の検査により安全性は確保されていますが、当センターでは学校給食のより一層の安全・安心の確保のため、放射線検査機器を設置し、学校給食用食材の放射性物質検査を実施しています。

1 検査対象

厚生労働省が定める食品衛生法上の放射線セシウムの基準値「一般食品」100Bq/kgが対象です。

2 検査方法

主に上十三地域の学校給食センター及び県立学校等が、当センターへ検査する食材を持ち込み、検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ）により放射線セシウム134、セシウム137の濃度を測定しています。

3 公表方法

当組合ホームページで当センター分のみの検査結果を公表します。検査の結果、放射線セシウム値が一般食品の基準値の1/2（50Bq/kg）を超えた場合、給食には使用せず再検査のため青森県の調査機関へ送り、結果は翌月以降公表します。また、当センターを含む県内全体の検査結果については、青森県ホームページの「学校給食用食材の放射性物質検査結果」をご覧ください。

[単位：ベクレル/キログラム (Bq/kg)]

測定日	検査対象調理場等	検査品目	生産地	検査結果	
			(加工食品の場合は製造者または販売者の所在地)	放射性セシウム	
				134 (Bq/kg)	137 (Bq/kg)
2月14日	十和田・六戸学校給食センター	キャベツ	千葉県	検出されず	検出されず

(注)  は「検出されず」または「検出された数値」を記載しています。「検出されず」とは、放射性物質が存在しないこと、又は測定下限値（セシウム134が15Bq/kg、セシウム137が10Bq/kg）未満であることを表します。